

令和6年度からの名古屋市日中一時受入事業の対象利用者の拡大について

令和6年3月末まで

市内に居住地を有し、**短期入所**の支給決定を受けた「障害児」「知的障害者」「重症心身障害児(者)」



令和6年4月1日から

市内に居住地を有し、**短期入所**の支給決定を受けた**すべての障害児・者**

※ 短期入所サービスの支給決定内容（支給決定期間、サービス量）の範囲で利用可